

市・県民税の年金特別徴収による納付例

ケース1 今年度初めて年金特別徴収に該当になる場合

●今年度6月の年税額決定時に年金所得にかかる税額が12万円となった

【今年度】

【来年度】（前年に引き続き年金所得にかかる税額が12万円となった）

	納付書または 口座振替 (普通徴収)		年金から差し引き (特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
年金 受給月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	3万円	3万円	2万円	2万円	2万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

	年金から差し引き (特別徴収)					
	← 仮 徴 収 →			← 本 徴 収 →		
年金 受給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
算出方法	前年度分の年税額×1/6ずつ			当該年度の年税額の残りの1/3ずつ		

普通徴収

6月と8月は今年度の年税額の1/4ずつを口座振替または納付書で納めていただきます。

特別徴収（本徴収）

10月、12月、2月は年税額の1/6ずつを年金から差し引きます。

特別徴収（仮徴収）

年度当初は、当該年度の年税額が確定していないので、4月、6月、8月は暫定的に前年度年税額×1/6ずつを年金から差し引きます。

特別徴収（本徴収）

10月、12月、2月は、確定した年税額から仮徴収分を差し引いた額の1/3ずつを年金から差し引きます。

ケース2 前年度の年金特別徴収税額と今年度の年金特別徴収税額に差があった場合

●例1 6月の年税額決定時に、今年度の年金特別徴収税額が9万円と決定された（前年度12万円とする）

【今年度】

【来年度】

	仮 徴 収			本 徴 収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金 受給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	2万円	2万円	2万円	1万円	1万円	1万円

	仮 徴 収		
	4月	6月	8月
年金 受給月	4月	6月	8月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万5千円

今年度の年税額決定を受けて、10月以降の年金特別徴収税額が1万円ずつとなりました。

《本徴収の計算方法》

年税額9万円－（仮徴収分2万円×3回）＝3万円
この3万円を本徴収10月・12月・2月の3回に振り分けて、1万円ずつ差し引きます。

来年度の年金特別徴収税額のうち、仮徴収分については、今年度の年税額が9万円となったため、その1/6ずつの金額で差し引くことが暫定的に決定されます。来年度の本徴収税額（10月以降分）は、来年6月に年税額が決定する際に確定します。

●例2 6月の年税額決定時に、今年度の年金特別徴収税額が4万8千円と決定された（前年度12万円とする）

【今年度】 年金特別徴収と普通徴収の併用徴収になります

	仮 徴 収			本 徴 収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金 受給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	2万円	2万円	差し引き停止			

※来年度の年金特別徴収については、『ケース1 今年度初めて年金特別徴収になる場合』の納付方法になります。確認ください。

仮徴収予定のまま8月まで差し引くと、納め過ぎになってしまうことから、8月の仮徴収を停止させ、残額については、普通徴収へ切り替えられます。

《残額の計算方法》

年税額4万8千円－（仮徴収分2万円×2回）＝8千円・・・普通徴収へ

なお、普通徴収に切り替えられた場合は、普通徴収の納期限に合わせて振り分けられます。上記の場合は、残額8千円を全4期に分けて納付します。

第1期 2,000円、第2期 2,000円、第3期 2,000円、第4期 2,000円
（納期限6月末） （納期限8月末） （納期限10月末） （納期限翌年1月末）

※納期限については、各納期限月末が土日祝日の場合は、翌平日となります。

ケース3 年度の途中で年金特別徴収税額に変更があった場合

※ 税額に影響のある申告等を行った時期によって、年金特別徴収税額の変更が反映される年金受給月は変わります

●例1 7月上旬に申告等により年金特別徴収税額が12万円から9万円に減額になった（前年度12万円とする）

【変更前】

年金受給月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円

特別徴収（仮徴収）

前年度の年税額が12万円だったので、仮徴収税額は暫定的に12万円×1/6ずつ差し引きます。

特別徴収（本徴収）

6月に今年度の税額が確定し、年金特別徴収税額のうち仮徴収分を差し引いた額の1/3ずつを年金から差し引きます。

【変更後】

年金受給月	仮徴収（変更なし）			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	2万円	2万円	2万円	1万円	1万円	1万円

7月の申告等により、年金受給月10月から特別徴収税額が変更となったものです。すでに差し引いた額が4月、6月、8月で合計6万円となっているため、10月からの年金特別徴収税額は、その差額（9万円－6万円）の3万円を、10月、12月、2月の3回に分けて差し引くように変更となりました。

●例2 7月上旬に申告等により年金特別徴収税額が12万円から15万円に増額になった（前年度12万円とする）

【変更前】

年金受給月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円

特別徴収（仮徴収）

前年度の年税額が12万円だったので、仮徴収税額は暫定的に12万円×1/6ずつ差し引きます。

特別徴収（本徴収）

6月に今年度の税額が確定し、年金特別徴収税額のうち仮徴収分を差し引いた額の1/3ずつを年金から差し引きます。

【変更後】

年金受給月	仮徴収（変更なし）			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	2万円	2万円	2万円	3万円	3万円	3万円

申告等により、年金受給月10月から特別徴収税額が変更となったものです。すでに差し引いた額が4月、6月、8月で合計6万円となっているため、10月からの年金特別徴収税額は、その差額（15万円－6万円）の9万円を、10月、12月、2月の3回に分けて差し引くように変更となりました。